

野田市告示第90号

野田市都市公園設置及び管理に関する条例（昭和51年野田市条例第23号）第16条の3第3項により野田市関宿総合公園の利用料金を定めたので、野田市都市公園設置及び管理に関する条例第16条の3第4項により次のとおり告示する。

令和8年4月6日

野田市長 鈴木 有

1 施設名 野田市関宿総合公園

2 野田市関宿総合公園施設利用料金

（令和8年4月1日から令和9年3月31日まで）

体育館

ア 体育館利用料金

区分			アマチュアの体育、スポーツ及びレクリエーションに利用の場合		左欄以外に利用の場合	
			1時間につき		1時間につき	
			市内の者	市外の者	市内の者	市外の者
メインアリーナ	全面	一般及び学生	1,700円	2,550円	6,860円	10,290円
		中学生以下	840円	1,260円	3,420円	5,130円
	1/2面	一般及び学生	840円	1,260円	3,420円	5,130円
		中学生以下	410円	615円	1,700円	2,550円
	1/4面	一般及び学生	410円	615円	1,700円	2,550円
		中学生以下	190円	285円	840円	1,260円
サブアリーナ	全面	一般及び学生	630円	945円	2,560円	3,840円
		中学生以下	300円	450円	1,240円	1,860円
	2/3面	一般及び学生	410円	615円	1,700円	2,550円
		中学生以下	190円	285円	840円	1,260円
	1/2面	一般及び学生	300円	450円	1,240円	1,860円
		中学生以下	140円	210円	610円	915円
	1/3面	一般及び学生	190円	285円	840円	1,260円

	中学生以下	100円	150円	440円	660円
会議室	A又はB	190円	285円	840円	1,260円
控室		60円	90円	280円	420円
サブアリーナステージ	市内の者	1時間につき 340円			
	市外の者	1時間につき 510円			
トレーニングルーム	市内の者	月額登録料 1人につき 1,420円			
	市外の者	月額登録料 1人につき 2,130円			
ランニングコース		無料			

イ 附属設備利用料金

照明利用料金		メインアリーナ			サブアリーナ			
		全面	1/2面	1/4面	全面	2/3面	1/2面	1/3面
1時間 につき	市内の者	1,420円	710円	340円	630円	410円	300円	190円
	市外の者	2,130円	1,065円	510円	945円	615円	450円	285円

区分		1時間につき	
冷暖房利用料金(サブアリーナ全面)	市内の者	2,140円	
	市外の者	3,210円	
放送設備一式	市内の者	280円	
	市外の者	420円	
コインロッカー利用料金		1回につき 100円	

備考

- 1 体育館の利用（コインロッカーの利用を除く。）について、利用者が入場料その他の料金を徴収する場合で、営利を目的とするときの利用料金の額は、上記の額の10倍の額とし、営利を目的としないときの利用料金の額は、上記の額の3倍の額とする。
- 2 市内の者とは、野田市に住所を有する者をいい、市外の者とは、それ以外の者をいう。